

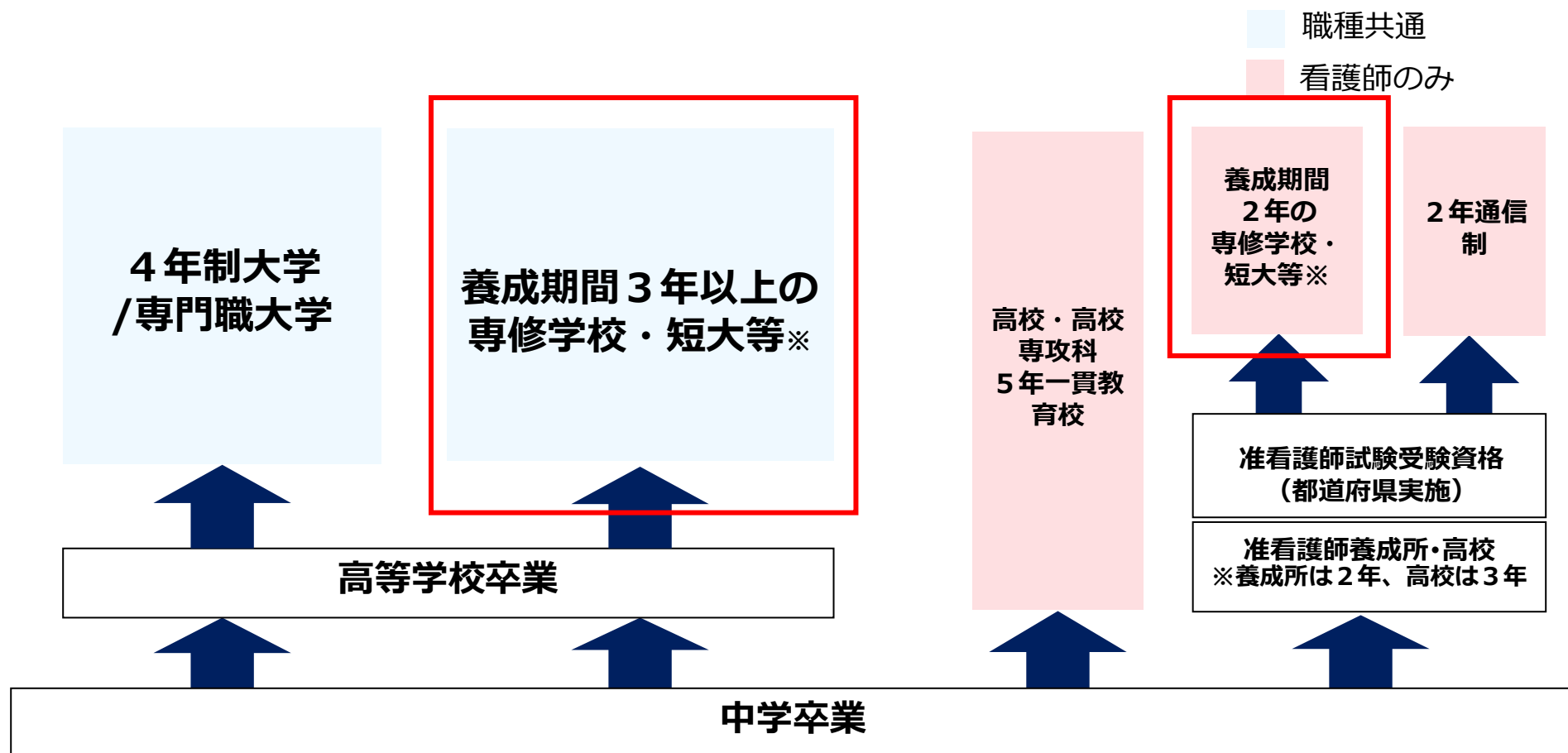


医療関係職種の学校養成所をとりまく状況について

- 1. 医療関係職種の学校養成所について**
- 2. 医療関係職種の学校養成所をとりまく状況について**

1. 医療関係職種の学校養成所について

医療関係職種の国家試験受験資格



<参考> ※「等」は各種学校・上記に含まれない各職種の養成所(施設)を想定

- ・言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科技工士、救急救命士は2年以上の課程も存在
- ・言語聴覚士、臨床工学技士、視能訓練士、義肢装具士、救急救命士は1年以上の課程も存在
- ・救急救命士は6月以上の課程も存在(消防機関において、5年もしくは、2000時間以上の実務経験が必要)

医療関係職種の養成課程の現状について

	看護師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	診療放射線技師 ※4	臨床検査技師 ※4	臨床工学技士	視能訓練士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士	救急救命士※4
専修学校等数※1	532	135	94	40	12	19	32	17	5	152	36	30
大学等数※1	325	134	105	36 (外数5※5)	42	17 (外数66※5)	16 (外数38※5)	10	3	35	8	4 (外数21※5)
入学定員総数※2	54,064	14,668	7,648	2,970※6	3,680	2,230※6	2,189※6	1,152	253	10,261	1,489	1,583※6
定員充足率※3	89.6	87.8※7	66.5	72.9※6	103.2	76.1※6	57.0※6	68.5	80.6	79.1	53.5	82.6※6

※1※2 専修学校等数については、専修学校（大学付属を除く。）・各種学校・上記に含まれない各職種の養成所（養成施設）の数。大学等数については、大学・専門職大学・短期大学・大学付属専修学校の数。いずれも令和7年4月1日時点（歯科衛生士・歯科技工士については専修学校等数及び大学等数は令和6年4月1日時点）。

看護師以外について、専修学校等については厚生労働省医政局調べ、大学等については文部科学省調べ。看護師については令和7年度看護師等学校養成所入学状況及び卒業就業状況調査より引用。

入学定員総数については厚生労働省医政局・文部科学省調べ（令和6年4月1日時点。救急救命士については全て厚生労働省医政局調べ。）。

看護師については令和6年度看護師等学校養成所入学状況及び卒業就業状況調査より引用。

※3 令和6年度入学者数より算出。厚生労働省医政局・文部科学省調べ。（救急救命士については厚生労働省医政局調べ。看護師については令和6年度看護師等学校養成所入学状況及び卒業就業状況調査より算出。）

※4 自衛隊及び消防関係機関に設置されている養成所は除く。

※5 言語聴覚士については言語聴覚士法第33条第4号、臨床検査技師については臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号及び4号、臨床工学技士については臨床工学技士法第14条第4号、救急救命士については救急救命士法第34条第3号に規定する学校数を指す。

※6 ※5の入学定員数・入学者を除く値にて算出。

※7 入学者数不明の学校を除いて算出。

医療関係職種の学校養成所における配置教員等

医療関係職種の安定的な養成・確保に関する検討会（第3回）

令和8年7月6日（月）

資料2

- 教育の質の確保等の観点から、医療関係職種の学校養成所においては、一般的な学校教育制度とは別に専任教員と事務職員の配置要件を定めている。

医療関係職種の学校養成所の配置基準

- 専任教員：本務として専ら当該学校の教育に従事し、他の学校に専任として所属しない教員（看護師等養成所の運営に関する指導要領について（平成15年3月26日付医政発第0326001号）等より参照）
○基幹教員：教育課程の編成その他の学部運営について責任を担う者であって、専ら当該大学の教育研究に従事する者又は当該教育課程において年間8単位以上の授業科目を担当する教員（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第8条より）

看護師(Ns)	理学療法士(PT)	作業療法士(OT)	言語聴覚士(ST)	歯科衛生士(DH)	歯科技工士(DT)
○専任教員 Ns 8人以上 ※学生総定員が120人を超える場合には、学生が30人増すごとに1人増員すること ※1学級当たりの定員は40人以下であること ○教務に関する主任者 ○専任事務職員	○専任教員 PT 6人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は40人以下であること ○専任事務職員	○専任教員 OT 6人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は40人以下であること ○専任事務職員	○専任教員 ST等 5人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は10人以上40人以下であること（※令和9年度より専任教員数は6人以上） ○専任事務職員	○専任教員 DH等 4人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は10人以上50人以内であること ○教務に関する主任者 ○専任事務職員	○専任教員 DT等 3人以上 ※1学級当たりの定員は30人以内であること ○教務に関する主任者 ○専任事務職員
診療放射線技師(RT)	臨床検査技師(MT)	臨床工学技士(CE)	義肢装具士(PO)	視能訓練士(CO)	救急救命士(EMT)
○専任教員 RT等 7人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は10人以上50人以下であること ○専任事務職員	○専任教員 MT等 6人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は10人以上40人以下であること ○専任事務職員	○専任教員 CE等 6人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は10人以上40人以下であること ○専任事務職員	○専任教員 PO等 6人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は10人以上30人以下であること ○専任事務職員	○専任教員 CO等 6人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は10人以上50人以下であること ○専任事務職員	○専任教員 EMT等 3人以上 ※1学級当たりの定員は10人以上50人以下であること ○専任事務職員

各学校養成所指定規則並びに養成所指導ガイドライン等より抜粋

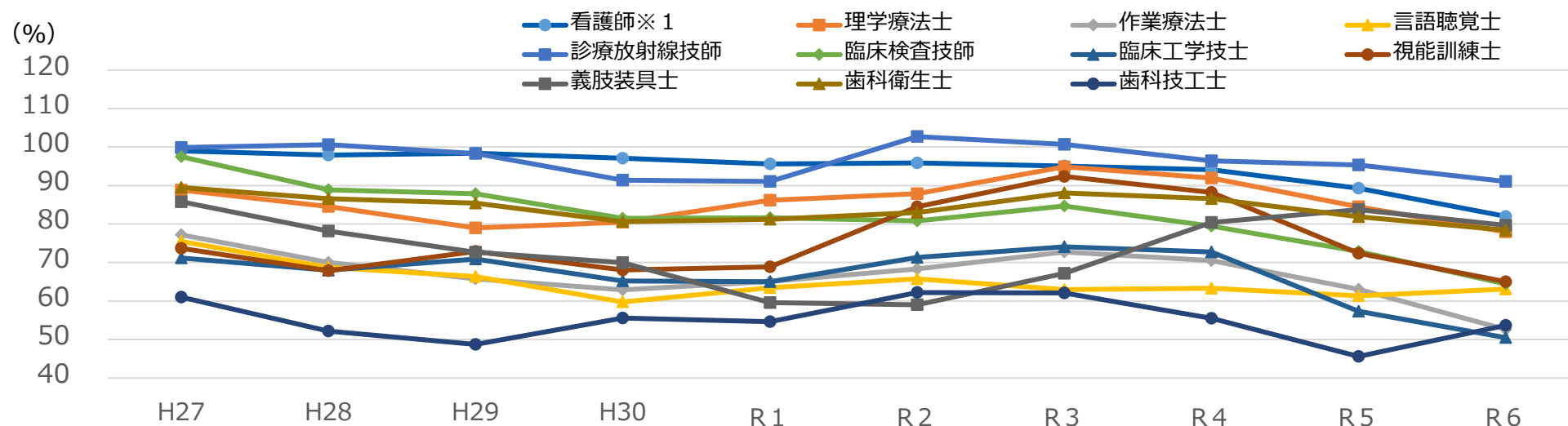
学校教育制度（最低基準）

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）	専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）	各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）
学部に応じ定める基幹教員数※一学科で組織する場合： 12人以上（定員200～400人（看護学関係）） 14人以上（定員200～400人（看護学関係以外の保健衛生学関係）） 大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員数： 7人以上（定員400人）or 12人以上（定員800人）	教員数（高等課程又は専門課程）： 3人以上（定員80人まで）、4～6人以上（定員81人～200人）、7～14人以上（定員201～400人）、15名以上（定員401人以上） 教員数（一般課程）： 3人以上（定員80人まで）、4～6人以上（定員81～200人）、7人以上（定員200人以上） ※教員の数の半数以上は、基幹教員でなければならない。基幹教員は3人を下回ることができない。 ※4分の3以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員（必要基幹教員）	教員数： 3人以上（課程及び生徒数に応じて必要な数の教員を配置）

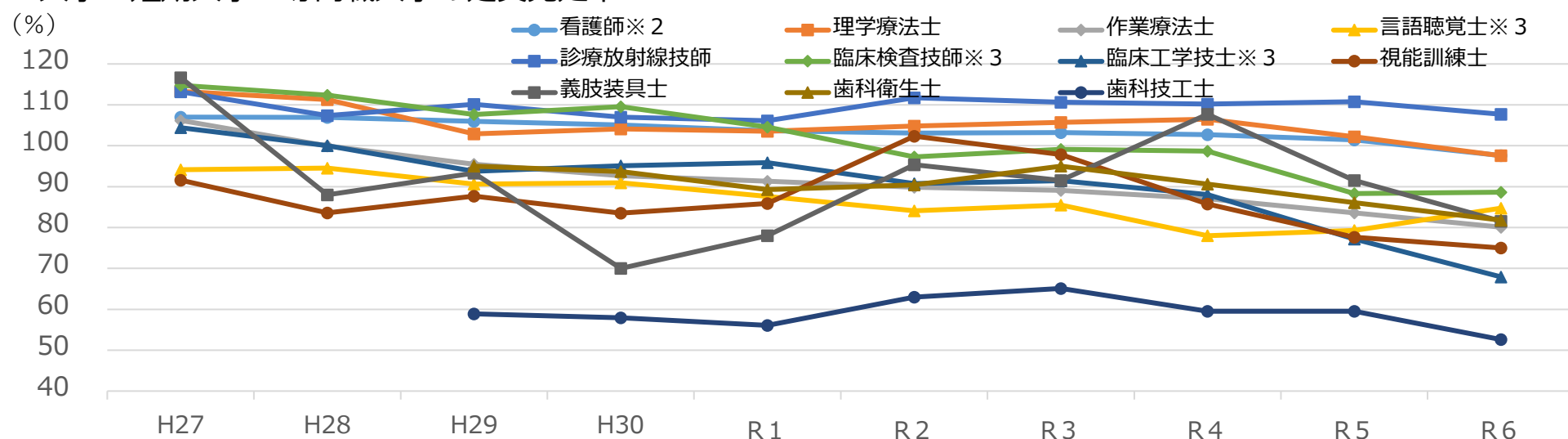
2. 医療関係職種の学校養成所をとりまく状況について

医療関係職種養成校の定員充足率の経年変化

専修学校等の入学定員充足率



大学・短期大学・専門職大学の定員充足率



※1 専門学校3年課程のみの値 ※2 大学3年課程のみの値

※3 言語聴覚士法第33条第4号、臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号、4号、臨床工学技士法第14条第4号の学校に係る値は除く 注) 救急救命士についてはデータなし

都市規模別の養成学校等の現状

R8.5.25時点で医政局において把握したもの

- 都道府県の人口規模別養成学校等数をみると、都道府県ごとに状況が異なることから、地域の状況を踏まえ、養成体制について検討する必要がある。

		看護師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	臨床検査技師	診療放射線技師	視能訓練士	臨床工学技士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士	救急救命士
大規模県	東京都	63 (26)	18 (8)	14 (6)	9<3> (4)	7<9> (2)	10 (5)	3 (1)	7<3> (2)	1 (0)	21 (4)	5 (2)	5<4> (0)
	愛知県	51 (16)	20 (11)	14 (8)	5<1> (1)	2<3> (2)	3 (2)	2 (1)	3<1> (1)	1 (0)	11 (1)	3 (0)	3<2> (0)
	大阪府	59 (21)	22 (13)	16 (11)	9<0> (6)	4<3> (1)	6 (3)	3 (1)	5<2> (2)	0 (0)	16 (4)	5 (1)	4 (0)
中規模県	宮城県	16 (6)	7 (3)	6 (3)	3<0> (2)	0<1> (0)	1 (1)	2 (1)	0<1> (0)	0 (0)	4 (1)	2 (0)	1<1> (1)
	京都府	24 (9)	4 (3)	5 (4)	3<0> (2)	2<1> (1)	1 (1)	1 (0)	1<0> (0)	0 (0)	4 (1)	1 (0)	1<2> (0)
	広島県	22 (8)	7 (4)	6 (4)	3<0> (3)	1<1> (0)	1 (1)	0 (0)	1<2> (0)	1 (1)	5 (1)	2 (1)	2<1> (0)
小規模県	青森県	16 (6)	3 (2)	3 (2)	1<0> (1)	0<1> (0)	1 (1)	0 (0)	0<0> (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	1 (1)
	石川県	12 (5)	5 (3)	3 (2)	0<0> (0)	0<2> (0)	1 (1)	0 (0)	0<2> (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)
	大分県	12 (2)	3 (1)	2 (1)	1<0> (0)	2<1> (1)	1 (1)	1 (0)	1<2> (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	0 (0)

※ 厚生労働省医政局調べ。（）内は文部科学省調べ。

※ 1 R6年度時点の大学・短期大学・専門職大学・専修学校・養成所（養成施設）・各種学校であり、募集停止の学校は除く。（）内は大学・短期大学・専門職大学の内数、<>内は科目承認校の外数。

※ 2 大規模県は人口700万人以上、中規模県は人口200万人～300万人、小規模県は人口120万人未満のうち上位5県から無作為に抽出。

看護師等学校養成所等の充足率、課程廃止の状況

- 学校養成所における課程の廃止数について、看護師については年間約30～40校程度で推移しており、現時点で把握している限り、今後6年間で94校が廃止予定となっている。理学療法士等についても、各年で課程の廃止が続いている。
- こうした定員充足率及び課程の廃止が地域の養成体制や医療提供体制に与える影響について地域ごとに把握し、検討・対応していく必要がある。

課程の廃止数※の推移

※指定取り消しの日を基準として算出

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※2
看護師※1	29	35	45	34	34

(参考) 2025年度募集中 の課程数※3	(参考) 2025年度から6年 間のうちに廃止予定 の課程数（R8.5時点 で把握したもの）※4
1703	94

- ※1 2020年～2024年：「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」の調査より看護課にて集計。
 ※2 2025（令和7）年度調査の看護師等学校養成所の総調査課程数は1,787課程。
 ※3 募集中の課程数。
 ※4 都道府県に看護師等養成所を対象とした課程の廃止予定（2025～2030年度）を調査し、回答のあった数。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
理学療法士	8	8	2	4	6
作業療法士	7	2	1	4	6
言語聴覚士	5	3	2	2	5

(参考) 2025年度募集中 の課程数※1
288
203
78

- ※1 募集中の課程数。
 ※ 専修学校については厚生労働省医政局調べ、大学・短期大学・専門職大学・特別支援学校については文部科学省調べ（言語聴覚士については言語聴覚士法第33条第4号に規定する学校を除く。）。

自治体における医療関係職種の確保のための取組例①

(地域医療を支える人材育成を目的とした学校の経営母体の変更・遠隔地における学修の場の設置)

実例1：【経営母体の変更】



経営母体

学校法人 国際医療福祉大学 (看護学科4年制、理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科、放射線学科 など)
【栃木県大田原市】

経営母体の変更

栃木県厚生連 塩谷看護専門学校 (看護学科3年制)
【栃木県矢板市】

2009年 設置者変更

学校法人 国際医療福祉大学塩谷看護専門学校 (看護学科3年制)

- ・栃木県厚生連 塩谷看護専門学校の経営母体を学校法人に変更。栃木県県北地域における看護師の安定的供給体制を整備。

実例2：【遠隔地における学修の場の設置】



【青森県八戸市】

学校法人 光星学院 八戸学院大学 (看護学科4年制 など)

2025年 新キャンパス設置

(令和7年4月)

【青森県むつ市】

学校法人 光星学院 八戸学院大学むつ下北キャンパス (看護学科4年制)

むつ下北キャンパスでのオンライン講義を週3回、美保野キャンパス(八戸市)での対面講義を週2回実施。

- ・青森県下北地域の医療を支えるための人材育成を目的として、八戸学院大学が、むつ市と連携し、同市において「むつ下北キャンパス」を設置。卒業後にむつ総合病院に10年間勤務することを条件に、学生に対して4年間の修学資金のすべてを免除する修学資金貸与制度も整備。

自治体における医療関係職種の確保のための取組例②（サテライト教室の設置）

高知県における看護専門学校サテライト教室設置の取組

東部地域は、他の地域と比べて人口当たりの医療介護資源が少なく、看護師の年齢層が高い。

⇒在宅サービス提供が促進されるよう、各事業所を支援する拠点となる施設を整備。

- 高知県東部地域の課題として、中央・西部地域に比べ、医療介護資源が少ないことや看護職員の確保が困難なこと、看護師養成機関がないことが課題となっていた。
- このため、県は、在宅療養推進のための医療・介護・福祉施設及び教育機関が入る多機能支援施設の設置について検討。また、「高知県東部地域医療確保対策協議会」を設置し、東部市町村の協力を得ながら具体化を進めた。
- この多機能支援施設の中に、民間の看護師養成所（3年課程専修学校）のサテライト教室が2027年4月に開設予定。校舎については、安芸市所有の建物を県が借り受け、改修工事を行った上で、教育に必要な設備等についても県で整備。

多機能支援施設の概要（令和9年4月開設予定）

看護学科東部サテライトキャンパス（学生募集開始）

2
階

機能：専修学校3年課程
（学校法人 日翔学園 開成情報看護専門学校による運営）
授業：座学は本校の授業をオンライン受講、実習は東部地域で実施
定数：12人／学年、教職員：3人程度

訪問看護総合支援センター東部サテライト

- ・訪問看護師の同行訪問研修の実施
- ・訪問看護サービス事業者向け相談の実施

東部在宅歯科連携室

- ・訪問歯科診療の実施調整（相談者宅への訪問）
- ・障害児・者歯科診療機会の提供

1
階

ナースセンター東部サテライト

- ・看護師等への無料職業紹介
- ・再就労支援等の研修の実施

社会福祉協議会

- ・福祉・介護職の就職・復職の支援（福祉人材バンク事業）

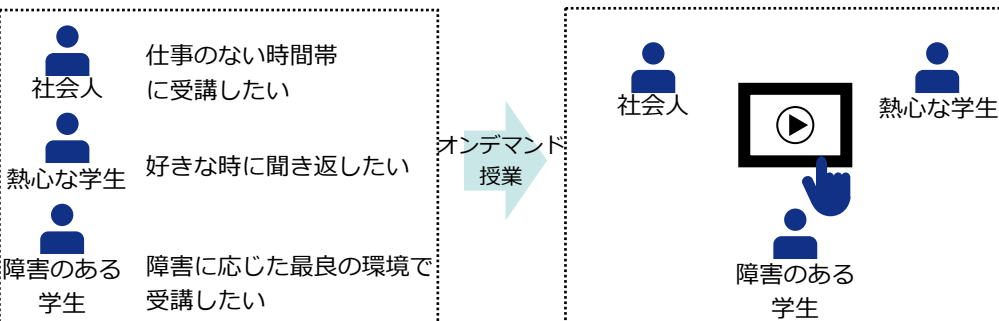
ナチュラルハートフルケアネットワーク

- ・機器を用いたノーリフティングケアの研修の実施

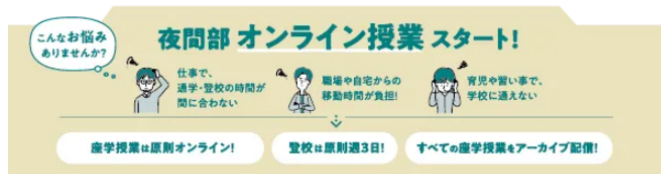
拠点整備による主な効果

- 看護人材の育成・確保
- 訪問看護など在宅サービスの効率的な提供体制の構築
- 障害児者歯科診療の提供

オンデマンド授業の活用



- ・繰り返し学習可能
- ・場所、時間を問わず学習可能



日本リハビリテーション専門学校では、2026年度より夜間部の学び方が大きく変わります。オンライン授業を大幅に取り入れて、「通えないから…」で資格取得をあきらめない学習支援をスタートします。

「通えない」で諦めない、
こんな方におすすめの新しい学び方

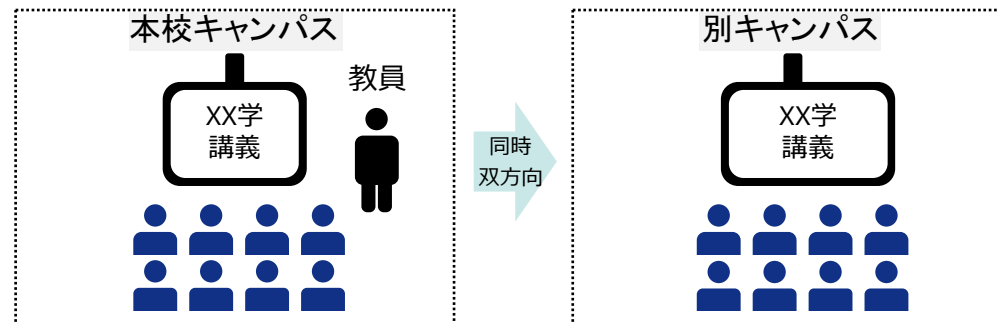
キャリアアップやキャリアチェンジを目指して理学療法士や作業療法士の国家資格を目指したいけど悩んでいた方に最適です。

<こんな方におすすめ>

- ・仕事をしているから18:00開始の授業に間に合わない
- ・資格は取りたいけど、資格の勉強と仕事の両立に自信がない
- ・育児中でまとまった時間が取れないなど、忙しい
- ・別の学校にも通っていて、学習の両立が難しい
- ・学費の工面が必要な方 など。

日本リハビリテーション専門学校

同時双方向授業の活用



- ・市外や県外に転居が不要
- ・学生同士で課題の確認等が可能



むつ下北キャンパスでの学びについては、オンライン講義とともに美保野キャンパスでの対面による講義を週2回実施

戸学院大学むつ下北キャンパス

医療関係職種の安定的な養成・確保に関する検討会

目的

- 2040年頃にかけて、医療と介護の複合ニーズを抱える高齢者の増加と生産年齢人口（15歳～64歳人口）の減少が一層見込まれるとともに、18歳人口の減少によって医療関係職種の養成校の定員充足率が近年低下傾向にあるなど、今後、医療関係職種の養成・確保は一層の課題となっていくことが見込まれる。また、こうした医療関係職種の養成・確保をとりまく環境の変化は、地域によって大きく状況が異なるため、その実情に応じた対策を講じていくことが必要となる。
- このため、地域において将来にわたって必要な医療が持続的に提供されるよう、各地域の人口の推移や新たな地域医療構想の策定等の状況を踏まえ、18歳人口の減少が急激に進む中でも必要な医療関係職種を安定的に養成・確保していく観点から迅速な対応を行うことが求められる。
- こうした現状を受け、地域において必要な医療関係職種の安定的な養成・確保の在り方について、関係者による専門的観点から検討を進めるため、本検討会を開催する。

検討事項・スケジュール

【検討事項】

- 地域において必要な医療関係職種を安定的に養成・確保するための方策

【スケジュール】

- 2026年5月～ 検討会の立ち上げ
※月1回程度の開催を想定
※医療部会に報告しながら検討を進める
- 2026年～冬頃 議論のとりまとめ（予定）
医療部会への報告

構成員（敬称略・五十音順）

青木 郁香	日本臨床工学技士会 専務理事
東江 由起夫	日本義肢装具士協会 会長
上田 克彦	日本診療放射線技師会 会長
内山 量史	日本言語聴覚士協会 会長
江澤 和彦	日本医師会 常任理事
小野 太一	政策研究大学院大学 副学長・教授
神野 正博	全日本病院協会 会長
風間 雄一郎	福島県保健福祉部 次長（健康衛生担当）
木戸 道子	日本赤十字社医療センター 副院長・第一産婦人科部長
喜熨斗 智也	日本救急救命士会 会長
國土 典宏(座長)	国立健康危機管理研究機構 理事長
斉藤 秀之	日本理学療法士協会 会長
寺島 多実子	日本歯科医師会 常務理事
長沢 光章	日本臨床衛生検査技師会 代表理事会長
中野 夕香里	日本看護協会 専務理事
西田 裕介	国際医療福祉大学 成田保健医療学部長
野口 晴子(座長代理)	早稲田大学政治経済学術院 教授
平山 春樹	日本労働組合総連合会 総合政策推進局生活福祉局 局長
福島 統	東京慈恵会医科大学 名誉教授
丸林 彩子	日本視能訓練士協会 会長
武藤 智美	日本歯科衛生士会 会長
森野 隆	日本歯科技工士会 会長
守屋 百合子	静岡医療科学専門学校 副大学校長
山本 伸一	日本作業療法士協会 会長

学校養成所の運営に関するこれまでのご意見

<第120回社会保障審議会医療部会（令和7年10月27日）>

- ・ 各地の養成所を卒業された医療関係職種の方々は、地元への定着率が高い。今後も、各地域で必要な医療提供体制を維持するためには、充足率が低いとしても、地域に根差した養成所が存続し続けることは重要。
- ・ 学校経営を考えたとき、人件費率が一番高いため、学生数が半分になって教員が半分にできるように、サテライトでオンラインも含めて授業をちゃんとやってもよいというような仕組みを決めていくのが一番課題解決としてあるのではないか。コロナのときにいろいろな教育においても全てオンライン授業をやったことを踏まえれば、オンライン教育はできるはず。

<第122回社会保障審議会医療部会（令和7年12月8日）>

- ・ 地方において養成校がなくなってしまうと、その地方の医療従事者がいなくなるため、専門学校等の養成校の補助等の支援が重要。学校運営の柔軟化に向けて、サテライト、オンライン化といった、これまでとは違う学校運営のやり方について早急に検討いただきたい。

<第1回医療関係職種の安定的な養成・確保に関する検討会（令和8年5月7日）>

- ・ 養成校の集約化や協働化を念頭に置いて、例えば教員の協働化、遠隔授業の導入、サテライト校のシステムの促進などに取り組んでいくべき。特に地域の医療提供体制確保の観点から、自治体への支援はこれまでの実績を踏まえても大変重要。

<第2回医療関係職種の安定的な養成・確保に関する検討会（令和8年5月25日）>

- ・ オンラインを用いた遠隔授業の在り方、あるいはサテライト化の設置の方策について議論を深め、早急に具現化することが喫緊の課題。

<第129回社会保障審議会医療部会（令和8年7月24日）>

- ・ 養成所等のサテライト化（分校化）については、今後の人口減少社会を考慮すると必要な対応。

医療関係職種の学校養成所の経営の一体化について

医療関係職種の学校養成所それぞれが経営の問題を抱える一方、学校養成所同士で経営を一体化し、一つの学校養成所がサテライト施設として他の学校養成所を運営するといった取組が進められている事例がある。こうした取組は、地域で必要な医療関係職種を養成することや学校養成所の再編にもつながる。（以下、イメージ図。）

経営の一体化による変化

取組の実施前（理学療法士養成課程を念頭）

総定員数120名の3校において、A校60名、B校30名、C校30名の
在籍学生があり、専任教員が6名ずつ配置されている。

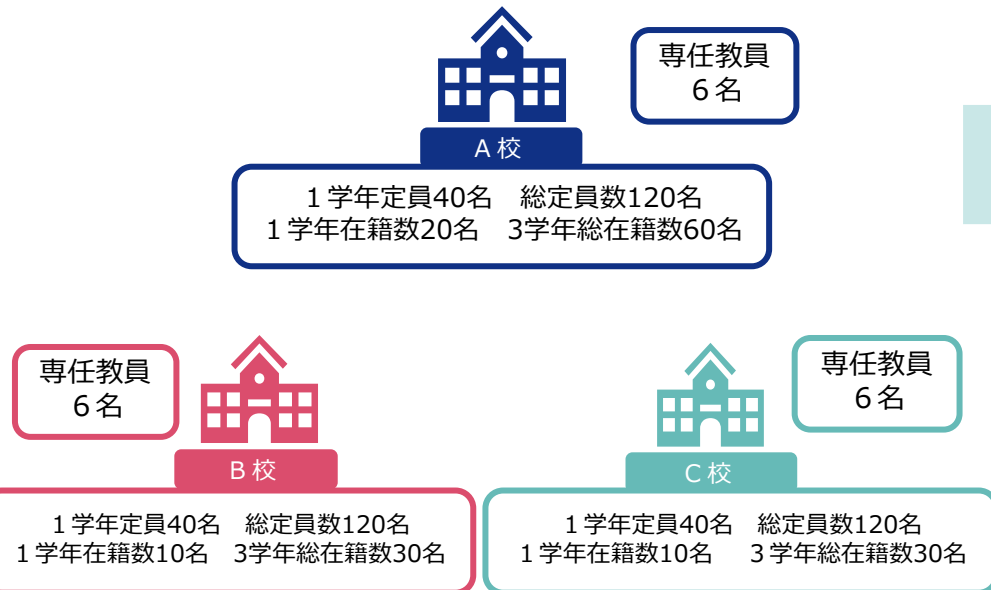
A校、B校、C校の各総定員数 各120名
総専任教員数 6名×3校＝18名

取組の実施後

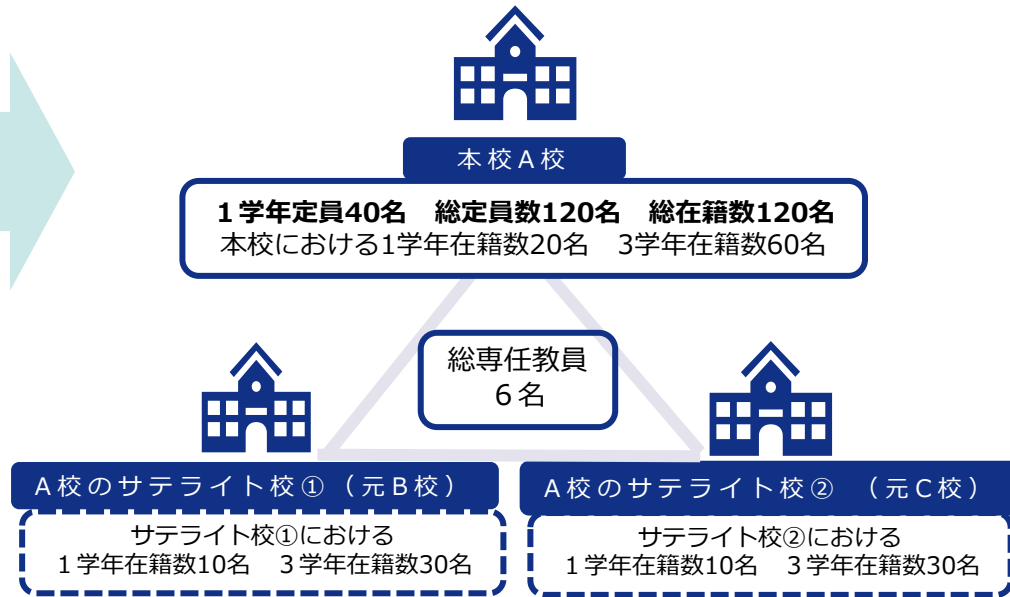
総定員数120名の本校とサテライト校において、本校A校60名、
サテライト校①30名、サテライト校②30名の在籍学生があり、総
専任教員が6名配置されている。

本校＋サテライト校①＋サテライト校②の総定員数 120名
総在籍数120名 総専任教員数6名

経営の一体化による取組実施前

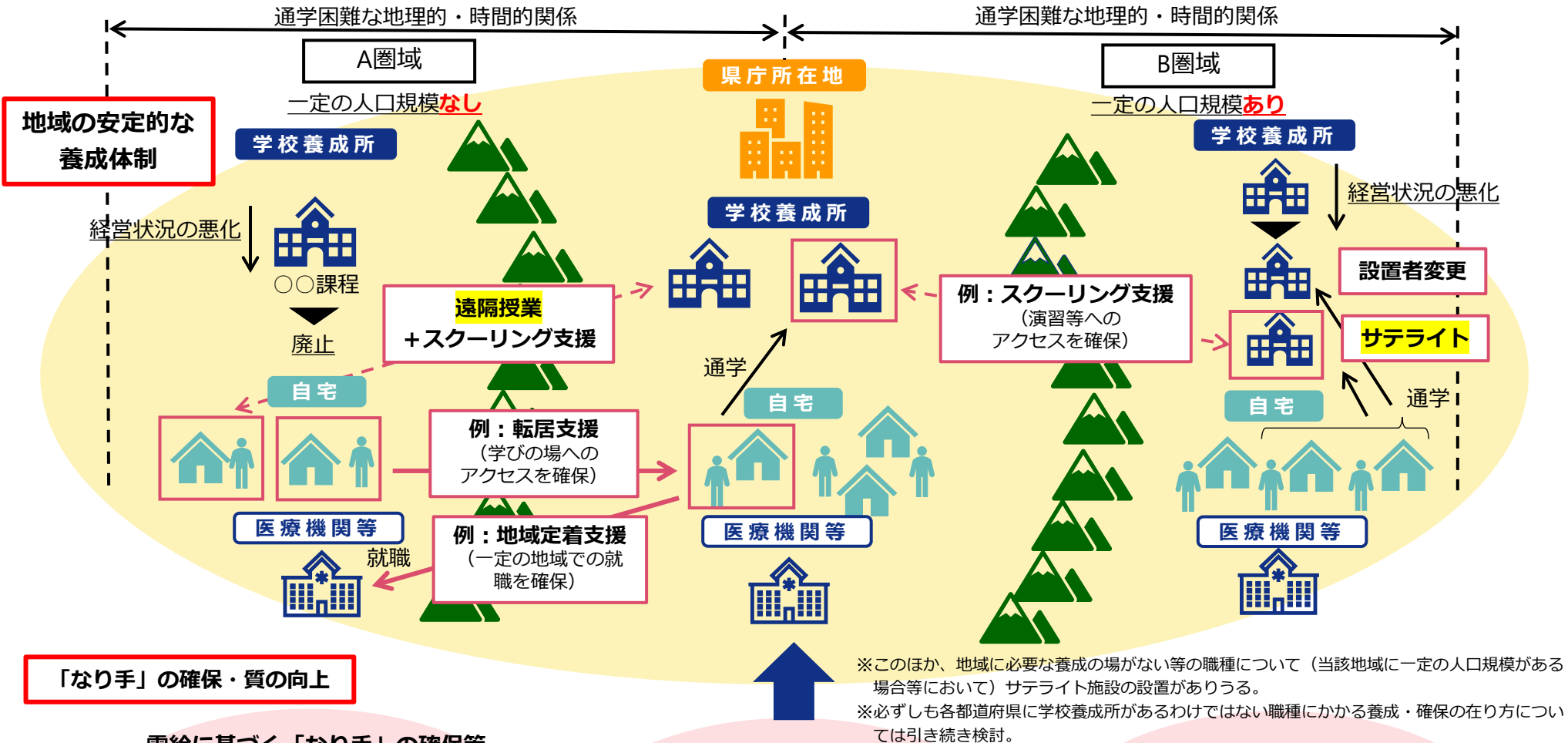


経営の一体化による取組実施後



※A校と同一設置者となる

これまでの議論を踏まえた地域における養成・確保体制の構築（イメージ）



需給に基づく「なり手」の確保策

- （例）・学生等向け出前授業や職業体験
・通学支援や家賃支援による学びの場へのアクセス支援
・修学資金支援による一定の地域等での就職の支援

意欲ある社会人など多様な人材が参入しやすい養成課程

「なり手」の質の確保のための方策

地域における医療関係職種の養成・確保体制の枠組み（イメージ）

将来の見通し

- ・人口変化を踏まえた需要と供給の情報

現状

就業者数 等

学校養成所の
・県内就職者数
・県外就職者数
の情報 等

プラットフォーム（都道府県単位）

<都道府県、医療関係者、養成・教育関係者 等>

1 地域における職種ごとの状況の把握

○各職種について、地域ごと（例えば県・二次医療圏）の養成・確保体制に関する情報を把握

(例)	〇〇県（■■■職） ※〇年間の見通し		
	A圏域	B圏域	C圏域
需要			
供給	需給に関するデータ		
養成体制	養成体制に関するデータ		

2 人材の養成・確保に関する取組の協議

- ①を踏まえ、
- ・人材確保策
 - ・養成体制安定化策の取組を協議

<取組例>

出前授業・職場体験
修学資金支援
実習体制の整備
養成施設の再編・整備 等

3 取組の実施（県単位）

〔行政・医療・
養成教育関係
機関・団体
等〕

都道府県

技術的支援※・財政支援 等

国

※技術的支援のイメージ：①地域での議論に資するデータや、各職種の状況の把握に関するツール等の提供
②プラットフォームの運営に関するガイドライン
③人材確保策・養成体制安定化策の具体的取組に関するガイドライン 等